

ユニット型指定介護老人福祉施設運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人丹南厚生会が開設する特別養護老人ホームやすらぎ園（以下「施設」という）が行うユニット型指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各施設において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一. 名 称 特別養護老人ホームやすらぎ園
- 二. 所在地 兵庫県丹波篠山市味間奥字水坂ノ坪833番地3

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一. 施設長（管理者）1名

常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

- 二. 医師（非常勤） 1名以上

入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

三. 事務長 1 名

施設の会計経理その他一般事務処理、建物、施設及び設備の保守管理、及び入居者の預り金管理、入退所受付、給与、社会保険関係他必要な事務を統括する。

四. 生活相談員 1 名以上

入居者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

五. 介護職員、看護職員 10 名以上(内看護職員1 名以上)

介護職員は入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

看護職員は入居者の保健衛生並びに看護業務を行う。

六. 栄養士 1 名以上

食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導を行う。

七. 機能訓練指導員 1 名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または、その減退を防止するための訓練を行う。

八. 介護支援専門員 1 名以上

施設サービス計画の作成等を行う。

九. 事務職員 1 名以上

施設の会計経理その他一般事務処理、建物及び設備の保守管理及び入居者の預り金管理、入退所受付、経理、給与、社会保険関係他必要な事務を行う。

十. 調理員 1 名以上

給食業務を行う。

十一. 参与 1 名

施設業務全体を把握し、経理財務全般の指導、介護サービスの質の向上、従事者の資質の向上等、人材の指導育成を行い、経営安定の基盤を確立する。

第 3 章 利用定員

(利用定員)

第 5 条 施設の利用定員は、30 名（1 ユニットは10 名）とする。

(定員の遵守)

第 6 条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第 4 章 入居に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続の説明及び同意)

第 7 条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第8条 心身に著しい障害がある為に常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

- 2 正当な理由なしにサービスの提供を拒否しない。
- 3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 入居者の入居申込に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従事者間で協議する。
- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 入居者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健、医療、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従事者と協議の上作成し、サービスの目標と達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入居者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取扱い方針)

第11条 入居者の心身の状況に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

(介 護)

第12条 1 週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、または清拭する。

- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 3 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。
- 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 5 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- 6 入居者の負担により、施設の従事者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第13条 食事の提供は、栄養、入居者の身体状況、嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入居者の自立支援を配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

2 食事の時間は、おおむね以下の通りとする。

- 一. 朝食 午前7時45分～
- 二. 昼食 午後12時～
- 三. 夕食 午後5時45分～

(相談及び援助)

第14条 入居者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第15条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーションの機会を設ける。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

第16条 入居者の必身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第17条 医師及び看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

- 2 医師及び看護職員は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第18条 入居者が医療機関に入院する必要が生じた時、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できる

ようにする。

(利用料等の受領)

第19条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一. 居住費

二. 食費

三. 入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四. 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五. 外泊時の移送費用

六. 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められるもの

4 サービスの提供にあたって、入居者またはその家族に対して、サービスの内容、費用について説明し、入居者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

第5章 施設利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第21条 入居者は、施設長や医師、看護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第22条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第23条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第24条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第25条 入居者及びその家族は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一．宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または、自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二．けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三．施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四．指定した場所以外で火気を用いること。
- 五．故意に施設もしくは物品に損害を与え、または、これを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも年2回の避難、救出その他の訓練等を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第27条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第28条 入居に際して、入居年月日、施設の種類、名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する市町村への通知)

第29条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一．正当な理由なしに、サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二．偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第30条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 従業員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- 一．採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 二．継続研修 年 1 回以上

（衛生管理等）

第31条 施設の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医療品、医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

（協力病院等）

第32条 入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

（掲 示）

第33条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

（機密保持等）

第34条 施設の従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者が、正当な理由なく業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第35条 居宅介護支援事業者またはその従業員に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

2 居宅介護支援事業者またはその従業員から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情処理）

第36条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村から文書の提出、提示の求め、または市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

（地域との連携等）

第37条 運営にあたって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第38条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

（会計の区分）

第39条 サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

（記録の整備）

第40条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第41条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人丹南厚生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年5月1日より施行する。

この規程は、平成17年10月1日より施行する。

この規程は、平成20年5月1日より施行する。

この規程は、平成27年3月20日より施行する。

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規定は、令和4年11月28日より施行する。